

「おいしい山形の食と文化を考える会」会則

- 第1条（名称） 本会は、おいしい山形の食と文化を考える会と称する。
- 第2条（目的） 本会は、日本の食の多様化の中で、安心と安全、調和のとれた食のあり方を研鑽し、山形の食と文化を継承伝達することを目的とする。
- 第3条（事業） 本会は第2条に掲げた目的を達成するため、次の事業をおこなう。
①食と文化に関わる研究と啓発をはかる事業。
②伝統伝承料理の発掘、復活につとめる事業。
③食生活の指針、衛生規準の普及や健全な食の知識の普及、提言につとめる事業。
④その他、高校生の「食の甲子園」など会の発展に寄与する諸事業。
⑤和食の世界遺産（無形文化遺産）登録に向けた諸活動及び関連支援事業。
⑥団体・機関等の表彰など
- 第4条（会員） 本会は正会員及び賛助会員をもって構成する。
正会員は本会の趣旨に賛同する料理事業者とする。
賛助会員は、本会の趣旨に賛同する個人、団体、機関とする。

- 第5条（役員） 本会を運営するために次の役員をおく。
本会を運営するために県内を4地区に分け各地区の会員からリーダー会を構成する若干名の地区リーダー（各地区から2～3名程度）を選出し、リーダー会は地区リーダー又は賛助会員の中からの中から次の役員を選出して総会に報告する。
①会長1、事務局長1、会計1（事務局長兼務）、顧問1
会長は会を統括し、会長に事あるときは副会長が代行する。
事務局長は地区リーダーを指揮し、会長の命を受けて会の運営に当たる。
事務局長に事あるときは事務局長代理を置くことができる。
②監事2
監事は会長の委嘱を受けて会務の会計監査に当たる。
③会長は必要に応じリーダー会の承認を得てアドバイザーを委嘱することができる。
④役員任期は2年とし再任を妨げない。
⑤会長、事務局長の継承を念頭に平成24年度に副会長を置く（地区リーダーとの兼務を妨げない）。

- 第6条（会議） 本会の会議は年1回の通常総会のほか、必要に応じて臨時総会を開くことができる。リーダー会は、随時会の運営に必要な会議をもつことができる。

- 第7条（会費） 本会の運営は会費及び寄付金、助成金などによって行われる。会費は次の通りとする。

	正会員	賛助会員
①入会金	10,000円	なし
②年会費	10,000円	一口10,000円以上

- 第8条（附則） ①本会則（改定）は平成25年4月1日より施行する。
②本会の事務局はおいしい山形の食と文化を考える会事務所内におく。
③本会の会計は、4月1日より3月31日までとする。